国民年金からのお知らせ

問高崎年金事務所（☎027－322－4299）
困国保年金課医療年金係（☎内線1116）
囧住民福祉課税務保険係（☎内線2160）

○特別支給の老齢厚生年金を受けている人は65歳で届出が必要です

特別支給の老齢厚生年金は65歳になると受給権が消滅し、65歳から新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることになります。

手続きに必要なはがき様式の書類（「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」）が、65歳になる誕生月の中旬頃（1日生まれの人は前月の中旬頃）に日本年金機構から郵送されます。この書類に必要事項を記入し、誕生月の末日（1日生まれの人は前月の末日）までに日本年金機構へ提出してください。

手続きが完了すると「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」が送られますが、年金証書はあらためて発行されないので、これまでの年金証書を引き続き保管してください。

詳しくは、年金請求書に同封されるリーフレットを確認してください。

○付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者（自営業者など）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。

なお、付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

「付加年金額（年額）＝200円×付加保険料を納めた月数」

国民年金基金に加入している人や免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることができません。付加保険料の納付を希望する人は、困国保年金課または囧住民福祉課へお申し出ください。

○国民年金保険料を前納できます

－口座振替がお得です－

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることで保険料が割引になる前納制度があります。

口座振替で6か月分の保険料を前納すると、現金での前納よりもさらに割引になります。口座振替での前納を希望する人は、8月31日（木）までに金融機関、高崎年金事務所、困国保年金課または囧住民福祉課へお申し出ください。

申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金保険料納付書など）をお持ちください。

また、現金で前納をする人は、「国民年金保険料納付案内書」に付いている下期の納付書（令和5年10月～令和6年3月分）を使用し、10月31日（火）までに納めてください。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

クレジットカードによる前納も可能です。希望する人は、高崎年金事務所、困国保年金課または囧住民福祉課でお申し込みください。

また、インターネットなどを利用する納付方法もあります。詳しくは、高崎年金事務所にお問い合わせください。

安中市一人暮らし高齢者保養事業のお知らせ

市内在住の一人暮らし世帯の人を対象に、日帰りで茨城県方面の旅を実施します。

参加を希望する人は、参加対象者であることを確認のうえ、下記の日程で受付開始しますのでお申し込みください。

日9月29日（金）

行先　茨城県方面
行程　安中市→笠間稲荷神社→水戸ドライブイン（昼食）→那珂湊鮮魚センター（お買い物）→アクアワールド→安中市
対市内在住70歳以上で一人暮らし世帯の人
¥5,000円（個人負担分：旅行当日預かります）
定120人（定員になり次第、締め切り）
最小催行人数　40人から
申込期間　8月23日（水）～9月5日（火）（月曜日～土曜日の午前9時30分～午後6時）
申㈱ボルテックスアーク
安中市下磯部987－1（☎027－381－1919）（旅行業　群馬県知事登録第2－330号）
※申込後、内容を確認し後日、案内通知を送付します
問安中市社会福祉協議会
（☎027－382－8397）